

令和2年4月1日から、

「人材確保等支援助成金」（介護福祉機器助成コース）の  
助成対象から、**ストレッチャーなどが外れます。**

助成対象となる介護福祉機器の範囲は、令和2年4月1日以降、  
以下となる予定ですので、ご留意のほどよろしく申し上げます。

助成の対象となる介護福祉機器の範囲

廃止	令和2年4月1日以降
ストレッチャー	<b>対象外</b> ただし、特殊浴槽の付属品として同時に購入された入浴用ストレッチャーは引き続き支給対象となります。
自動車用車いすリフト	<b>対象外</b>
追加	令和2年4月1日以降
体位変換機能を有するエアマット	<b>体位変換支援機器</b> 改正前は体位変換機能を有するエアマットのみでしたが、改正後は、従来のエアマットに加え、体位変換機能を持つベッドを含みます。
継続	令和2年4月1日以降
移動・昇降用リフト（立位補助器、非装着型移乗介助機器を含む）	
装着型移乗介助機器	
特殊浴槽	

- 令和2年4月1日以降に提出される導入・運用計画から適用する予定です。
- 令和2年3月31日以前に導入・運用計画書を提出する場合、廃止予定の自動車用車いすリフトやストレッチャーの導入予定日を、令和2年4月1日以降の日付とすることは可能です。

具体的な申請方法についてはこちら

以下のワードで検索するか、右のQRコードからアクセスください。

人材確保等支援助成金

検索

